

## 平成26年度 第3回安城市特別職報酬等審議会議事要旨

日 時 平成27年2月6日（金）

午前11時から午前11時40分まで

場 所 安城市役所 第10会議室

出席者 （委員） 全員出席

（事務局） 企画部長、総務部長、人事課長、人事係長

<市民憲章唱和>

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 特別職の報酬等の答申案について

【事務局より資料説明】

会長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から資料の説明がありました。ご質問がありましたらお伺いしたいと思います。

委員 岡崎市が1月27日に答申があったようですが、岡崎市の地域手当は何%なのでしょう。

事務局 現在8%の地域手当となっています。

委員 地域手当についてですが、刈谷市と安城市を比べると明らかに安城市の方が低くなっておりますよね。地域性というのは、どのように数値の違いに現れるのですか。結果として地域手当の差が給料差になっておりますが、その背景について教えてください。

事務局 地域手当については、国の方が、それぞれの地域で、市町村ごとに所在する企業において支払われる給料を元に、地域に応じた給与水準の調整措置として、支給率を設定しているものです。民間企業の給料水準の高いエリアについては地域手当率が高くなり、給料水準が低いところは率が低くなります。

事務局 補足させていただきます。毎年行っています人事院の調査ですが、対象となる事業所については、一事業所で50人以上の従業員規模で全国調査をかけています。調査対象の事業所にお勤めの方の役職、学歴等々を区分し、細かく指標化し取りまとめたデータ

に基づいて、平均給与について統計的に数値を出し、支給率を決定しているようです。おそらく、私が推察するところに、ご質問の趣旨というのは、安城市と刈谷市とそんなに支給率が違うのかと、似た質問を他の方からもお受けするのですが、おそらく刈谷市さんの方は、50人以上の規模の事業所、大企業を多く抱えていますので、高い給与水準を元に地域手当の支給率が計算されているのではないかと思います。そうしましたところ、安城市はそういう企業もありますが、一方で従業員規模の比較的中堅どころ、あるいは中小企業といいますか、そういった企業の賃金のベースが総合して調査され、このような結果となっているのではないかと私どもは考えています。

会長

その他はよろしいでしょうか。それでは、資料について、質疑応答が終了しました。それでは、第2回審議会結果を踏まえまして、答申案についての審議をいたしますが、その前に第2回審議会結果について、確認をしておきたいと思います。まず、議員報酬につきましては、2名の委員が4%の引上げ、8名が3%の引上げを支持いたしました。3%引上げという案が多数意見となっておりました。また、特別職につきましては、2名の委員が据え置きという案を、3名が0.3%引上げの案を、5名が1%の引上げ案を支持しました。結果、前回のところは1%引上げという案が多数意見となったわけです。この結果を踏まえまして、皆さんには事前に答申案を作成し、送付させていただきまして、ご確認いただけたかと思っておりますけれども、この答申案について、確認の意味で事務局より朗読をお願いしたいと思いますが、今、私が申し上げた第2回審議会結果を踏まえてということについて、何かご質問、意見等あれば、特別職について、このような判断という形でよろしいでしょうか。

委員

前回は途中退席し、大変失礼いたしました。前回の審議会は、市長選挙前でして、市長さんの公約も何も出ていない状況だったものですから、私としては、給料カットの特例がまだ生きているという段階だったものですから、特別職給料は据え置くべきであるという旨のご意見申し上げたのですが、選挙も過ぎまして、今回当選された市長さんは、今回の公約の中には一切この給料についてのカットは

触れておられません。ということは2月14日で特例も切れるということで、本来の額に戻るということならば、やはり、私も考え方を変えないといけないかなと思いました。もともと市長の給料については、あの激務に対しては、まだまだ十分ではないのかなという思いもあったものですから、引上げについては、若干は止むを得ないかなという考えもありまして、この議事録にある案でよろしいかなと今は考えています。

会長 他の方もご意見等よろしいでしょうか。それでは、答申案につきまして、事務局に朗読いただきたいと思えます。

<事務局による答申案の朗読>

会長 ありがとうございます。案を朗読いただきましたけれども、この案につきまして、賛成の委員の方の挙手をお願いするということですが、この案そのものについて、審議会として賛成か否かを採決することになるのですか。特別職の給料については、各委員それぞれに引上げ額についてのお考えが違ってきますよね。その中で、この案そのものを採択するということがよろしいわけですか。この辺りのやり方について、少し説明をいただきたいと思えますが。

事務局 前回の審議会における皆様の多数意見を基に答申案が作成されております。そして、その答申案の中身に、議長、副議長、議員、市長及び副市長とそれぞれ金額がございます。それぞれの金額の引上げについても答申案に併せましてご審議いただくこととなります。

会長 それでは、このことを踏まえまして、安城市特別職報酬等審議会規則第4条第3項の規定によりまして、出席委員の採決をするということにいたします。この答申案について、賛成の方は挙手をお願いします。

【採 決】

<全員賛成>

会長 ありがとうございます。皆さん、この案について賛成をいただきましたので、本審議会は、この案を持って答申をいたします。なお、

ここで、1点追加をさせていただきたいことがあります。非常勤特別職について、第1回の審議会において、消防団員について、報酬の引上げを検討して欲しいと意見がありましたことを申し添えさせていただきたいと思います。それから、教育長についても、市長、副市長のように特別職の枠の中には入っていませんが、私としては、その対応について、特別職に準じて行っていただきたいと思います。これらは、あくまで、答申外ということになりますので、私の思いとしてお話をさせていただいたという形に留めさせていただきます。

事務局 慎重なご審議ありがとうございました。また、会長さんからは、最後にご意見を頂戴しました。消防団に対するご意見、また、教育長に対するご意見ですが、私どもそのご意見を今後検討させていただくことになろうかと思っています。

<田村会長による答申書の内容確認後、事務局が押印する。>

<市長入室>

### 3 答申

田村会長が答申書を読み上げ、市長に答申書が手渡される。

### 4 市長あいさつ

会長 この特別職報酬等審議会にて審議いたしました結果は、私ども10名の委員が真剣に議論いたしました結論でございます。ご理解いただきたいと思います。それから、非常勤等別職である消防団員の報酬についての配慮をいただきたいということと、準特別職になるのでしょうか、教育長につきましても市長、副市長の給料の改定に準じた形でご配慮いただきたいと思いますということを補足させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございました、最後に総括的なご意見を会長からいただきまして、本審議会が全ての議案を終了したということとなります。委員の皆様方には、年末年始の大変多忙な時期に3回にわたりまして、ご出席賜りまして、活発かつ慎重なご審議いただきま

したことをお礼申し上げます。ありがとうございました。又、この審議会でいただきました数々のご意見につきましては、今後検討させていただくことを申し添えさせていただきます。これまでの皆様方のご協力に感謝申し上げます、本審議会を終了とさせていただきます。どうも3回に渡りまして慎重審議ありがとうございました。